

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
13	介護保険に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

人吉市は、介護保険に関する事務における特定個人情報ファイルの取り扱いについて、特定個人情報の漏えいやその他の事態発生による個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を認識し、このようなリスクを軽減するための適切な措置を講じたうえで、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	なし
------	----

評価実施機関名

熊本県人吉市長

公表日

令和8年10月1日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	介護保険に関する事務
②事務の概要	・介護保険法等の規定に基づき、被保険者の資格管理、要介護認定、保険給付等の事務を行う。 ・特定個人情報ファイルは、以下の事務において用いる。 1 資格管理業務 (1)介護保険法(平成9年法律第123号)による被保険者に係る届出の受理、その他届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務 (2)介護保険法による被保険者証又は認定証に関する事務 2 認定管理業務 (1)要介護認定、要介護更新認定若しくは要介護状態区分の変更の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 (2)要支援認定、要支援更新認定若しくは要支援状態区分の変更の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 3 給付管理業務 (1)介護給付、予防給付又は市町村特別給付の支給に関する事務(申請の受理、審査及び決定に関する事務を含む。) (2)介護給付等対象サービスの種類の指定の変更申請の受理、その他に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 (3)居宅介護サービス費等の額の特例若しくは介護予防サービス費等の額の特例の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
③システムの名称	介護保険伝送通信ソフトシステム MCWEL介護 サービス検索・電子申請機能
2. 特定個人情報ファイル名	
介護保険情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。) 第9条第1項 別表第一 68の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号) 第50条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	1 番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(情報の照会) 93、94、95の項(情報の提供) 1、2、3、4、6、8、11、26、30、33、39、42、46、56の2、58、61、62、80、83、87、90、94、95の項 2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)(情報の照会) 第46条、第47条(情報の提供) 第1条、第2条、第3条、第4条、第6条、第19条、第25条、第30条、第32条、第33条、第43条、第44条、第47条
5. 評価実施機関における担当部署	

①部署	健康福祉部 高齢者支援課		
②所属長の役職名	高齢者支援課長		
6. 他の評価実施機関			
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求			
請求先	人吉市役所 健康福祉部 高齢者支援課 介護保険係 〒868-8601 熊本県人吉市西間下町字永溝7番地1 電話0966-22-2111(代表) 人吉市役所 総務部 総務課 法制係 〒868-8601 熊本県人吉市西間下町字永溝7番地1 電話0966-22-2111(代表)		
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ			
連絡先	人吉市役所 健康福祉部 高齢者支援課 介護保険係 〒868-8601 熊本県人吉市西間下町字永溝7番地1 電話0966-22-2111(代表)		
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した			
適用した理由			

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和8年1月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和8年1月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果	
基礎項目評価の実施が義務付けられる	

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書] 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。	＜選択肢＞ 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書	
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [○]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)[○]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		
[] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	申請者からマイナンバーの提供を受け、その上で記載されたマイナンバーの真正性確認を行う。 申請者からマイナンバーが得られない場合にのみ行う住基ネット照会は、4情報又は住所を含む3情報による照会を原則とする。	

9. 監査		
実施の有無	☐ 自己点検 ☒ 内部監査 ☐ 外部監査	
10. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている ☐ 十分に行っていない <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 ☐ 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	☐ 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 ☐ <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発	
	当該対策は十分か【再掲】	☐ 十分である ☐ 課題が残されている <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	基幹システムにアクセスできる職員は、IDとパスワードで厳重に管理されている。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年5月31日	Ⅳ リスク対策	—	新設	事後	様式の変更によるもの
令和1年5月31日	5. 評価実施期間における担当部署	高齢者支援課長 松田 秀史	高齢者支援課長	事後	所属長の変更によるもの
令和1年5月31日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成28年12月14日時点	平成31年3月31日時点	事後	
令和1年5月31日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者 いつ時点の計数か	平成28年12月14日時点	平成31年3月31日時点	事後	
令和2年3月31日	I 関連情報 ②法令上の根拠 1. 番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二	(情報の提供) 1.2.3.4.6.26.30.33.39.42.56の 2.58.61.62.80.97.90.94.95	追加 8及び11の項 (情報の提供) 1.2.3.4.6.8.11.26.30.33.39.42.56の 2.58.61.62.80.97.90.94.95	事後	
令和2年3月31日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成31年3月31日時点	令和2年3月31日時点	事後	
令和2年3月31日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者 いつ時点の計数か	平成31年3月31日時点	令和2年3月31日時点	事後	
令和5年6月15日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	人吉市役所 健康福祉部 高齢者支援課 介護保険係 〒868-0072 熊本県人吉市西間下町118番地1 電話0966-22-2111(代表) 人吉市役所 総務部 総務課 法制係 〒868-8601 熊本県人吉市下城本町1578番地1 電話0966-22-2111(代表)	人吉市役所 健康福祉部 高齢者支援課 介護保険係 〒868-8601 熊本県人吉市西間下町字永満7番地1 電話0966-22-2111(代表) 人吉市役所 総務部 総務課 法制係 〒868-8601 熊本県人吉市西間下町字永満7番地1 電話0966-22-2111(代表)	事後	
令和5年6月15日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先	人吉市役所 健康福祉部 高齢者支援課 介護保険係 〒868-0072 熊本県人吉市西間下町118番地1 電話0966-22-2111(代表)	人吉市役所 健康福祉部 高齢者支援課 介護保険係 〒868-8601 熊本県人吉市西間下町字永満7番地1 電話0966-22-2111(代表)	事後	
令和5年6月15日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和2年3月31日時点	令和5年3月31日時点	事後	
令和5年6月15日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者 いつ時点の計数か	令和2年3月31日時点	令和5年3月31日時点	事後	
令和8年2月25日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数 ・評価対象の事務の対象人数は何人か ・いつの時点の計数か	・1,000人以上1万人未満 ・令和5年3月31日時点	・1万人以上10万人未満 ・令和8年1月1日時点	事後	
令和8年2月25日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 取扱者数 ・いつの時点の計数か	・令和5年3月31日時点	・令和8年1月1日時点	事後	
令和8年2月25日	Ⅳ リスク管理 8. 人手を介在させる作業 ・人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か ・判断の根拠	・— ・—	・十分である ・申請者からマイナンバーの提供を受け、その上で記載されたマイナンバーの真正性確認を行う。 申請者からマイナンバーが得られない場合にのみ行う住基ネット照会は、4情報又は住所を含む3情報による照会を原則とする。	事後	
令和8年2月25日	Ⅳ リスク管理 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 ・最も優先度が高いと考えられる対策 ・当該対策は十分か【再掲】 ・判断の根拠	・— ・— ・—	・3)権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 ・十分である ・基幹システムにアクセスできる職員は、IDとパスワードで厳重に管理されている。	事後	
令和8年10月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	・Acrocity ・介護認定審査会システム(MC-WEL) ・介護保険伝送通信ソフトシステム	・介護保険伝送通信ソフトシステム ・MCWEL介護 ・サービス検索・電子申請機能	事後	